

新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏共生ビジョン

第2期

令和 4 年 3 月 策定

令和 4 年 7 月 改定（案）

新 発 田 市

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンの概要	1
1 定住自立圏の名称	1
2 圏域を形成する市町の名称	1
3 共生ビジョン策定の目的	1
4 共生ビジョンの計画期間	1
5 共生ビジョンの進捗管理等	1
第2章 圏域の概況	2
1 市町の概況	2
2 人口等の推移	3
3 産業別就業者数の推移	5
第3章 定住自立圏の将来像	6
1 将来の人口	6
2 中長期の将来人口等の目標	8
3 圏域の将来像	10
第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	11
I 生活機能の強化に係る政策分野	12
II 結びつきやネットワークの強化に係る分野	13
III 圏域マネジメント能力の強化に係る分野	14
【資料編】	15
○新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョンに係る経緯	16
○新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	18
○新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	19

第1章 定住自立圏共生ビジョンの概要

1 定住自立圏の名称

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏

2 圏域を形成する市町の名称

新発田市、胎内市、聖籠町

3 共生ビジョン策定の目的

本ビジョンは、新発田市と胎内市、聖籠町の間で平成 28 年に締結した定住自立圏形成協定に基づき、魅力ある定住自立圏を形成するために、中心市と周辺市町が連携し、適切に役割分担しながら、圏域全体として目指すべき将来像を掲げるとともに、その実現に向けて必要な具体的な取組を示すものです。

4 共生ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和4年度から令和 8 年度までの5年間とします。また、ビジョン策定後は、必要に応じて所要の見直しを行うとともに、計画期間が満了する際は、成果指標等の達成状況等を踏まえて次期の共生ビジョンを策定していきます。

5 共生ビジョンの進捗管理等

本ビジョンの進行管理等については、共生ビジョンに記載する具体的な取組等に関して明確な成果指標(KPI)を設定し、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」のマネジメントサイクルにより、達成状況等を踏まえた事業の評価や点検、改善に取り組んでいきます。また、共生ビジョンの検討に当たっては、「新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏共生ビジョン懇談会」における取組などの達成状況等の検証を踏まえて行っていきます。

第2章 圏域の概況

1 市町の概況

新発田市・胎内市・聖籠町で構成する本圏域は、新潟県の北部に位置し、圏域人口は約14万人、面積835.58km²で県都新潟市に隣接しています。

【面積】

	新発田市	胎内市	聖籠町	圏域合計
面積	533.11km ²	264.89km ²	37.58km ²	835.58km ²
構成比	63.80%	31.70%	4.50%	100.00%

【人口】

	新発田市	胎内市	聖籠町	圏域合計
人口	94,927人	28,509人	14,259人	137,695人
構成比	68.94%	20.70%	10.36%	100.00%

※2020年国勢調査

圏域の北部から東部にかけては、豊かな自然景観に恵まれた飯豊連峰をはじめ、磐梯朝日国立公園や二王子岳、櫛形山脈により形成される胎内二王子県立自然公園などの美しい自然がある。中央部には、飯豊連峰を源とする加治川や胎内川の水系によって潤う肥沃な越後平野が広がり、豊かな大地が開かれている。北西部は日本海に面した美しい海岸と砂丘陵が広がり、松林や耕地が日本海へとつながっている。

産業面では、広大な越後平野を生かした米づくりを中心とした農業が盛んである。そして、全国でも有数の国際貿易の拠点となる新潟東港を中心とした新潟東港工業地帯や新発田市西部工業団地、また、新潟中条中核工業団地など、魅力ある産業の拠点を配置している。

交通面では、日本海側の大動脈として重要な役割を果たす日本海沿岸東北自動車道や国道7号、新潟から日本海沿いを走り秋田を結ぶJR羽越本線が整備され、また、国際交流の窓口としての機能を果たす新潟空港が隣接するなど、交通の要衝を担っている。



2 人口等の推移

(1)人口の推移

令和2年(2020 年)の国勢調査によると、本圏域の人口は 137,695 人となっており、平成7年(1995 年)より16,538 人、10.7%減少しており、全体でも減少傾向にある。また、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によれば令和2年以降も減少傾向が続き、令和22年(2040 年)の人口は113,878 人と予測されている。

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	106,563	106,016	104,634	101,202	98,611	94,927	91,329	87,309	83,035	78,429
胎内市	34,830	34,278	32,813	31,424	30,198	28,509	27,173	25,561	23,839	22,064
聖籠町	12,840	13,313	13,497	13,724	14,040	14,259	13,968	13,848	13,668	13,385
合計	154,233	153,607	150,944	146,350	142,849	137,695	132,470	126,718	120,542	113,878
増減数	—	△ 626	△ 2,663	△ 4,594	△ 3,501	△ 5,154	△ 5,225	△ 5,752	△ 6,176	△ 6,664
増減率	—	△ 0.41	△ 1.73	△ 3.04	△ 2.39	△ 3.61	△ 3.79	△ 4.34	△ 4.87	△ 5.53

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2030年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。年齢不詳は除いている。

(2)年齢3区分別の推移

本圏域の年齢3区分別人口(年少人口(15歳未満人口)、生産年齢人口(15～64歳人口)、老年人口(65歳以上人口))の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあるが、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行している。

○年少人口(15歳未満)の推移

(単位：人)

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	18,224	16,266	14,201	12,545	11,830	11,067	10,698	9,963	9,265	8,677
胎内市	5,847	5,017	4,362	3,811	3,464	2,968	2,986	2,718	2,472	2,271
聖籠町	2,350	2,355	2,215	2,082	2,054	2,073	2,051	1,987	1,930	1,883
合計	26,421	23,638	20,778	18,438	17,348	16,108	15,735	14,668	13,667	12,831
増減数	—	△ 2,783	△ 2,860	△ 2,340	△ 1,090	△ 1,240	△ 373	△ 1,067	△ 1,001	△ 1,837
増減率	—	△ 10.53	△ 12.10	△ 11.26	△ 5.91	△ 7.15	△ 2.32	△ 6.78	△ 6.82	△ 6.12

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2030年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。年齢不詳は除いている。

○生産年齢人口（15～64歳）の推移

(単位：人)

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	68,806	66,977	65,114	61,747	57,378	52,607	49,778	46,963	44,183	40,652
胎内市	22,217	21,454	20,112	18,518	16,871	15,165	13,854	12,865	11,883	10,727
聖籠町	8,357	8,492	8,615	8,661	8,524	8,390	8,073	7,968	7,743	7,454
合計	99,380	96,923	93,841	88,926	82,773	76,162	71,705	67,796	63,809	58,833
増減数	—	△ 2,457	△ 3,082	△ 4,915	△ 6,153	△ 6,611	△ 4,457	△ 8,366	△ 3,987	△ 8,963
増減率	—	△ 2.47	△ 3.18	△ 5.24	△ 6.92	△ 7.99	△ 5.85	△ 10.98	△ 5.88	△ 13.22

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2030年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。年齢不詳は除いている。

○老年人口（65歳以上）の推移

(単位：人)

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	19,526	22,753	25,318	26,574	29,110	30,646	30,853	30,383	29,587	29,100
胎内市	6,766	7,803	8,327	8,971	9,804	10,262	10,333	9,978	9,484	9,066
聖籠町	2,131	2,466	2,667	2,973	3,407	3,716	3,844	3,893	3,995	4,048
合計	28,423	33,022	36,312	38,518	42,321	44,624	45,030	44,254	43,066	42,214
増減数	—	4,599	3,290	2,206	3,803	2,303	406	△ 370	△ 1,188	△ 2,040
増減率	—	16.18	9.96	6.08	9.87	5.44	0.91	△ 0.83	△ 2.68	△ 4.61

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2030年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。年齢不詳は除いている。

3 産業別就業者数の推移

本圏域における産業別就業者数の状況をみると、第1次及び第2次産業就業者数は減少傾向にある。第3次産業就業者数は平成17年(2005年)をピークに減少がみられる。

・第1次産業就業者数の推移

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015	増減数(平成7-27年)	
							増減率
新発田市	6,270	4,655	4,586	3,562	3,286	△ 2,984	△ 47.59
胎内市	2,379	1,812	1,903	1,685	1,528	△ 851	△ 35.77
聖籠町	1,148	911	777	639	482	△ 666	△ 58.01
合計	9,797	7,378	7,266	5,886	5,480	△ 4,317	△ 44.06

【出典】総務省「国勢調査」(平成27年)

【注記】平成17年以前の各市町数値は合併前市町村を合算した数値。分類不納の産業の就業人口は除く。

・第2次産業就業者数の推移

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	増減数(平成7-22年)	
							増減率
新発田市	18,877	18,545	16,003	14,218	14,165	△ 4,712	△ 24.96
胎内市	7,612	7,182	6,113	5,360	5,264	△ 2,348	△ 30.85
聖籠町	2,684	2,644	2,513	2,382	2,454	△ 230	△ 8.57
合計	29,173	28,371	24,629	21,960	21,883	△ 7,290	△ 24.99

【出典】総務省「国勢調査」(平成27年)

【注記】平成17年以前の各市町数値は合併前市町村を合算した数値。分類不納の産業の就業人口は除く。

・第3次産業就業者数の推移

市町名	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	増減数(平成7-22年)	
							増減率
新発田市	30,451	30,600	31,396	30,039	30,484	33	△ 1.35
胎内市	7,998	8,096	8,176	8,096	7,923	△ 75	1.23
聖籠町	3,035	3,374	3,552	3,658	3,887	852	20.53
合計	41,484	42,070	43,124	41,793	42,294	810	0.74

【出典】総務省「国勢調査」(平成27年)

【注記】平成17年以前の各市町数値は合併前市町村を合算した数値。分類不納の産業の就業人口は除く。

第3章 定住自立圏の将来像

1 将来の人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口によると、新発田市、胎内市の人口においては5か年ごとに5%前後の減少、聖籠町においては2%前後の減少が試算され、令和22年の圏域全体の人口においては、令和2年度と比較すると23,817人、17.3%減少になると予測されている。

・将来人口推移 (単位：人)

市町名	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	101,202	98,611	94,927	91,329	87,309	83,035	78,429
胎内市	31,424	30,198	28,509	27,173	25,561	23,839	22,064
聖籠町	13,724	14,040	14,259	13,968	13,848	13,668	13,385
合計	146,350	142,849	137,695	132,470	126,718	120,542	113,878

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。
年齢不詳は除いている。

老年人口(65歳以上)の推移では、令和7年まで増加傾向にあるが、令和12年以降は減少傾向になると予測されている。

・老年人口(65歳以上)の推移 (単位：人)

市町名	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	26,574	29,110	30,646	30,853	30,383	29,587	29,100
胎内市	8,971	9,804	10,262	10,333	9,978	9,484	9,066
聖籠町	2,973	3,407	3,716	3,844	3,893	3,995	4,048
合計	38,518	42,321	44,624	45,030	44,254	43,066	42,214

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。
年齢不詳は除いている。

国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口の数値をもとに算出した圏域人口に対する65歳以上の老年人口の高齢化率においては、各市町ともに令和22年までは5か年ごとに2%前後の増加が予測されているが、令和7年以降は1%前後で推移していくと予測されており、圏域人口の減少が進む一方で、老年人口の割合は増加していくと予測されている。

人口に対する65歳以上の人口が占める割合

市町名	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
新発田市	26%	30%	32%	34%	35%	36%	37%
胎内市	29%	32%	36%	38%	39%	40%	41%
聖籠町	22%	24%	26%	28%	28%	29%	30%
圏域全体	26%	30%	32%	34%	35%	36%	37%

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。
年齢不詳は除いている。

圏域における年齢3区分別の年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にあるが、老年人口においては増加傾向で推移し、令和22年には老年人口の全体を占める割合が約3.5割となり、年少人口では1割程度になってしまうことが予測されている。

年齢3区分別の割合

区分	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
年少人口	13%	12%	12%	12%	12%	11%	11%
生産年齢人口	61%	58%	55%	54%	54%	53%	52%
老年人口	26%	30%	32%	34%	35%	36%	37%

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値。
年齢不詳は除いている。

小数点以下四捨五入のため、合計値が100%にならない場合があります。

2 中長期の将来人口等の目標

急速な少子高齢化の進展による人口減少が進む日本社会において、各自治体では、健全財政の維持や持続可能な地域づくりへの対応など、抱える課題は一層複雑化しています。この人口減少に歯止めをかけるためにも、首都圏等への人口の流出や集中を是正し、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある持続可能なまちを維持していかなければなりません。

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏構想は、人口減少対策、地方創生の実現を補完し、加速させる施策として推進していきます。そして、人口定住に必要な生活機能を確保し、自立した経済基盤や地域の活性化を図ることを目的に、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」に基づく政策分野において、広域的な連携によって圏域に必要な取組を展開していきます。

「生活機能の強化」では、子育て環境や広域観光、農業振興などを推進し、持続可能な地域社会の形成に向けて、生活基盤や経済基盤の充実を図り、住民にとって生活しやすい環境を整備していきます。「結びつきやネットワークの強化」では、公共交通や交流の機会を促進し、生活利便性の向上を図り、定住に向けた内外の交流による賑わいを創出していきます。また、「圏域マネジメント能力の強化」では、産学官の連携や交流等を推進し、地域に必要な多種多様な人材を育成していくとともに、地域を牽引する新たな魅力を発信していく人材を創出していきます。

これらの取組により、住民が安心して住み続けられる地域社会を実現していくとともに、多様な地域資源のネットワーク化や地域間連携など、地域の活性化による交流人口の拡大を推進します。また、圏域の様々な魅力や特性を活かし、多様なライフスタイルやライフステージに対応していくことで、首都圏等からの人の流れを創出し、定住促進を図るなど、圏域全体の交流、定住人口の増加を目指します。

2020年2月以降の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、第1期から掲げる各政策分野において、事業の実施内容に影響が出ているため、ウィズコロナ、さらにアフターコロナを見据えた事業の実施を検討していきます。

中長期的な将来人口の目標については、各自治体の「地方版人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」で

示した人口の将来展望の数値とし、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏を推進します。

市町名	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和12年 2030年	令和22年 2040年
新発田市	98,611	94,927	90,274	84,287
胎内市	30,198	28,509	26,040	23,045
聖籠町	14,040	14,259	13,846	13,386
合計	142,849	137,695	130,160	120,718

【出典】2020年までについては2020年国勢調査より引用。
2030年以降はまち・ひと・しごと創生法第10条に基づき各自治体で策定した「地方版人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」に掲載した人口の将来展望を示しています。

各自治体の「地方版人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」をもとに算出した65歳以上の占める割合は、各年ともに30%以上を推計している。各自治体では、高齢者等の健康寿命延伸等への取組と、持続可能な地域社会の形成につながる有効な施策を展開することにより年少人口や生産年齢人口の拡大を図りながら、高齢化率の維持に努めます。

・将来人口に対する65歳以上の人口が占める割合

市町名	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和22年 2030年	令和32年 2040年
新発田市	29.5	32.2	33.3	33.5
胎内市	32.5	36.0	38.3	39.4
聖籠町	24.3	26.0	28.1	30.2
平均	28.8	31.4	33.2	34.4

・将来人口に対する年少人口(15歳未満)が占める割合

市町名	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和22年 2030年	令和32年 2040年
新発田市	12.0	11.7	14.2	14.7
胎内市	11.5	10.4	10.2	10.5
聖籠町	14.6	14.5	14.3	14.1
平均	12.7	12.2	12.9	13.1

【注記】2020年までについては2020年国勢調査より引用。2020年以降は各自治体で策定した「地方版人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」から算出したもの。

3 圏域の将来像

新発田市、胎内市、聖籠町からなる本圏域は、これまでも「新発田地域広域事務組合」を設立し、消防・火葬・ごみ処理・介護保険認定審査の事務を共同処理のほか、これまでに公共施設の相互利用の促進や環境美化条例の統一制定など、住民の安定した生活圏の構成のために、広域連携を図っています。

今日、少子高齢化の急速な進展による人口減少社会を迎えている中で、地方圏では大都市圏への若者の流出や、生産年齢人口の減少の進行による地域経済の低迷や活力の低下が懸念されることから、圏域の更なる発展に向けた連携体制を強化し、広域的な視点による新たな取組が求められています。

この状況下で、新発田市・胎内市・聖籠町では、次の3つの定住自立圏の方向性に基づき、圏域の住民がこの土地に愛着と誇りを持ち、いつまでも豊かで安心した暮らしを送り、そして、人と人との調和によって生まれる親しみや豊かさといった魅力と、その心に触れ合える地域を目指します。

目指すべき将来像

「地域を支え、自立した活力ある暮らしづくり」

定住に必要な都市機能と生活機能を充実させ、質の高い生活環境を創造します。そして、地域での安定した雇用や産業の活性化によって圏域の経済基盤の強化を図り、将来にわたって自立した活力ある圏域を形成していきます。

「資源と人々の調和によるにぎわいと親しみのある地域づくり」

豊かな自然環境や歴史、文化などの圏域が誇る地域資源を活かしてまちのにぎわいを創出します。また、利便性や豊かさを実感できる暮らしに必要な生活基盤を整え、人々と親しみ、支え合える圏域を形成していきます。

「次世代に向けた連携・交流による魅力づくり」

未来を担う子どもや若者の育成を促進し、多様な人材が活躍して輝ける社会を実現していきます。また、地域や人々の交流によってにぎわいとまちの活性化を実現していき、生活を彩り、魅力あふれる圏域を形成していきます。

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

前項で掲げる圏域の将来像の実現に向け、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点に基づき、以下の具体的事項及びそれに付随する具体的取組を展開していくこととします。



具体的取組の内容については事項で記載しています。

I 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

医療連携の推進

取組の内容	圏域全体で切れ目のない医療の提供及び医療サービスの充実を図る。
-------	---------------------------------

2 福祉

子育て環境の充実

取組の内容	圏域の子育て支援を充実させるため、圏域全体で安心して子育てができる環境を整備する。
-------	---

3 教育

教育連携の推進

取組の内容	圏域全体で質の高い教育環境の提供が行えるような取り組みを実施する。
-------	-----------------------------------

4 産業振興

(1) 広域観光の推進

取組の内容	圏域における観光資源や特産品を全国に発信し、誘客につなげるため、観光PRや観光ルートを形成し、広域的な観光振興を行う。
-------	---

(2) 農業振興の推進

取組の内容	圏域の農業振興の情報を共有し、農産物等のPR活動や販売促進活動により消費拡大に取り組む。
-------	--

(3) 新たな産業創出・雇用の促進

取組の内容	圏域の学生等を対象とした圏域内企業へのインターンシップを導入し、企業への就業支援と雇用機会の拡大を図る。 圏域内における新たな産業創出及び雇用の促進のため、シェアオフィスの設置・運営、圏域内企業へのインターンシップ等を行う。
-------	--

5 その他生活機能の強化

その他生活機能の強化に関する連携

取組の内容	上記に掲げるもの以外に生活機能の強化に係る連携を実施する。
-------	-------------------------------

Ⅱ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

地域間の公共交通の連携強化

取組の内容	各地域における生活圏に応じた移動手段の確保と利便性の向上を図るため、公共交通網の再編、整備を進め、持続可能な公共交通体系を構築する。
-------	--

2 インフラの整備促進

施設、インフラ、道路網の整備促進

取組の内容	安全な生活環境の維持確保と利便性の向上のため、圏域内外をつなぐ幹線道路や生活に密着した施設等の整備を進め、インフラの構築を図る。
-------	--

3 地域内外の住民との交流促進

市民活動の連携強化

取組の内容	圏域内で地域づくりに取り組む市民団体の連携や活動の情報の共有、発信の機会を促進し、広域的なまちづくりの基盤づくりと振興を図る。
-------	---

4 スポーツの振興

スポーツ振興の推進

取組の内容	圏域のスポーツ振興を図るため、スポーツ施設の管理運営の充実に向けた情報共有や管理技術の向上を図るとともに、各種スポーツイベントやスポーツ活動を促進する。
-------	--

5 その他結びつきやネットワークの強化

その他結びつきやネットワークの強化に関する連携

取組の内容	上記に掲げるもの以外に結びつきやネットワークの強化に係る連携を実施する。
-------	--------------------------------------

Ⅲ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 中心市等における人材の育成

産学官の連携強化

取組の内容	産学官が連携して、知識と技能を持つ学生の圏域内の就業や定住を促進し、圏域全体の人材育成を図る。
-------	---

2 圏域内の職員交流

職員の資質向上

取組の内容	圏域で合同研修等を実施し、圏域職員の資質向上と職員間のネットワークを強化する。
-------	---

3 その他圏域マネジメント能力の強化

その他圏域マネジメント能力の強化に関する連携

取組の内容	上記に掲げるもの以外に圏域マネジメント能力の強化に係る連携を実施する。
-------	-------------------------------------

【資料編】

○ 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョンに係る経緯

時期	主な内容
平成27年 8月21日	2市1町の首長を中心とした新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏推進協議会を設立
9月25日	定住自立圏構想に係る中心市宣言(新発田市)
平成28年 6月20日	聖籠町定住自立圏形成協定に係る議会の議決に関する条例の制定(聖籠町)
6月28日	胎内市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正(胎内市)
6月29日	新発田市定住自立圏形成協定に係る議会の議決に関する条例の制定(新発田市)
9月12日	定住自立圏形成協定の締結について議決(聖籠町)
9月26日	胎内市、聖籠町との定住自立圏形成協定の締結について議決(新発田市)
10月3日	定住自立圏形成協定の締結について議決(胎内市)
10月5日	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏形成協定合同調印式 (中心市と近隣市町の間で議会議決を経て協定締結)
11月28日	第1回 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
12月20日	第2回 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
平成29年 1月30日	第3回 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月30日	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョンを公表
12月18日	定住自立圏形成協定の取組追加に係る変更について協議
平成30年 3月19日	定住自立圏形成協定の変更について議決(胎内市、聖籠町)
3月28日	胎内市、聖籠町との定住自立圏形成協定の変更について議決(新発田市)
3月29日	平成29年度新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月30日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結
〃	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン改定・公表

時期	主な内容
平成31年 2月18日	平成30年度新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
令和2年 1月10日	定住自立圏形成協定の取組追加に係る変更について協議
3月 5日	令和元年度新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月12日	胎内市、聖籠町との定住自立圏形成協定の変更について議決(新発田市)
〃	定住自立圏形成協定の変更について議決(聖籠町)
3月18日	定住自立圏形成協定の変更について議決(胎内市)
3月30日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結
〃	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン改定・公表
令和3年 2月 4日	定住自立圏形成協定の事業追加について協議
3月 5日	令和2年度新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月30日	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン改定・公表
令和4年 2月18日	令和3年度新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月10日	定住自立圏形成協定の変更について議決(聖籠町)
3月11日	定住自立圏形成協定の変更について議決(新発田市)
3月18日	定住自立圏形成協定の変更について議決(胎内市)
3月31日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結
〃	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン(第2期)公表
7月 1日	新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン改定・公表

○ 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

（設置）

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定し又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次の事項について検討する。

- （1）共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの策定に必要な事項

（組織）

第3条 懇談会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏形成協定の取組に関連する分野の関係者
- （2）前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

（任期）

第4条 懇談会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委嘱される前の懇談会は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、みらい創造課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年11月28日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2年以内とすることができる。

○ 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

令和4年7月時点

市町名	団体等名	役職等	氏名	備考
新発田市	敬和学園大学	准教授	石坂 誠	会長
	新発田商工会議所	専務理事	高澤 健爾	副会長
	新発田市観光協会	副理事長	小竹 英之	
	新発田市自治会連合会	会長	川上 克義	
胎内市	胎内市教育委員会	教育委員	加藤 直子	
	胎内市ハイヤー・タクシー協会	会長	平川 啓一	
	JA胎内市	副組合長	鈴木 均	
聖籠町	聖籠町社会福祉協議会	事務局長	高橋 淳	
	聖籠町スポーツ推進委員	委員長	水戸部 照夫	
	亀代小学校学校運営協議会	会長	高橋 隼人	